

事業概要

令和6年度（2024年度）版



板橋区子ども家庭総合支援センター

板橋区子ども家庭総合支援センター事業概要

I	板橋区について.....	4
1	板橋区の基本情報.....	4
II	板橋区子ども家庭総合支援センターについて.....	4
1	児童相談所の設置.....	4
2	総合支援センター概要.....	6
(1)	所在地.....	6
(2)	組織及び事務分掌.....	6
①	総合支援センターの組織.....	7
②	職員の配置状況.....	8
3	総合支援センターが行う支援・援助.....	9
(1)	こども家庭センター機能（支援課）.....	9
(2)	児童相談所機能（援助課・保護課・法務担当課長・子ども専門相談担当課長）.....	9
(3)	相談の種類（支援課・援助課共通）.....	9
(4)	主な相談の流れ.....	10
(5)	援助課（児童相談所機能）が行う援助の種類.....	11
①	措置によるもの.....	11
②	措置によらないもの.....	11
③	その他.....	12
III	総合支援センター事業概要.....	13
1	総合支援センターの状況について.....	13
(1)	内容別相談受付件数.....	13
①	受付件数（総数）.....	13
②	年齢別受付件数.....	14
(2)	相談経路別相談受付件数.....	15
(3)	外国人児童に関する相談受付件数.....	16
2	こども家庭センター機能（支援課）.....	17
(1)	板橋区におけるこども家庭センター機能の取組.....	17
①	概要.....	17
②	取り組み状況.....	17
(2)	子育て相談に関する事業.....	18
①	子どもなんでも相談.....	18

②	親子のための相談 LINE	18
③	子ども家庭相談	18
(3)	特定妊婦への支援	19
(4)	子育てサポート事業	19
①	育児支援ヘルパー派遣事業	19
②	産前産後支援事業（産後ドゥーラ）	19
③	ファミリー・サポート・センター事業	20
④	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	20
⑤	ショートステイ事業・トワイライトステイ事業	20
(5)	支援対象児童等見守り強化事業	21
(6)	親支援事業	21
(7)	児童虐待防止対策	21
①	板橋区児童虐待防止対応ガイドラインの作成・配付	21
②	児童虐待防止等啓発	21
③	「子どもなんでも相談」の周知	21
(8)	要保護児童対策地域協議会	22
①	要保護児童対策地域協議会 令和6年度開催実績	22
②	アウトリーチ（関係機関訪問）概要	22
3	児童相談所機能（援助課・保護課・法務担当課長・子ども専門相談担当課長）	23
(1)	相談受付状況	23
①	相談内容別受付件数	23
②	児童虐待相談における児童相談所虐待対応ダイヤル（189）等の相談受付件数	23
③	児童虐待相談・通告への対応	24
④	触法少年の送致	25
⑤	家庭裁判所への申立状況	25
(2)	施設入所・里親等委託の状況	26
①	施設入所・里親等委託	26
②	障がい児入所施設の利用契約	26
(3)	一時保護の状況	27
①	一時保護の状況（板橋区の児童を一時保護した総数）	27
②	一時保護解除後の対応状況（板橋区の児童を一時保護解除した総数）	27
(4)	一時保護所の運営	28
①	基本理念	28
②	一時保護所のめざす方向性	28
③	対象年齢	28
④	入所定員	28
⑤	諸室構成	28

⑥ 保護の内容.....	28
⑦ 一時保護施設における入所状況（他自治体からの受託児童含む）.....	29
⑧ 一時保護所児童への一時保護所での生活における満足度アンケート.....	30
(5) 社会的養護について.....	30
① 社会的養護とは.....	30
② 里親制度.....	30
③ 里親等委託率.....	31
④ 養育家庭等の登録数及び委託児童数.....	31
⑤ 里親登録数の増減.....	32
⑥ 里親支援に関する業務（フォスタリング業務）.....	32
⑦ 普及・啓発活動.....	32
⑧ チーム養育体制による支援.....	32
(6) 児童心理司の活動状況.....	33
① 心理診断.....	33
② 愛の手帳.....	34
③ ハートフレンド.....	34
④ 通所グループ.....	34
⑤ 親支援事業.....	34
IV 統計.....	35
1 こども家庭センター機能（支援課）.....	35
(1) 子ども家庭相談受付状況.....	35
① 経路別受付件数.....	35
② 種類別受付件数.....	36
③ 児童虐待相談の虐待者別受付件数.....	37
2 児童相談所機能（援助課・保護課・法務担当課長・子ども専門相談担当課長）.....	38
(1) 児童相談受付状況.....	38
① 経路別受付件数.....	38
② 種類別受付件数.....	39
(2) 児童相談対応状況.....	40
① 種類別対応件数.....	40
② 児童虐待相談の経路別対応件数.....	41
③ 児童虐待相談の年齢別対応件数.....	42
④ 児童虐待相談の虐待者別対応件数.....	43
(3) 親権・後見人・立入調査等.....	43

I 板橋区について

1 板橋区の基本情報

板橋区は東京 23 区の北西部に位置し、武蔵野の面影を残す赤塚の森や広大な河川敷を有する荒川、美しい桜並木に彩られる石神井川など、豊かな自然に囲まれています。

区内には東武東上線・都営三田線・JR 埼京線など 5 本の鉄道路線が走り、主要幹線道路として中山道・川越街道・環状七号線・環状八号線・首都高速 5 号線などが通っています。

また、住宅都市・生活都市としてだけではなく、商店街を中心とする商業、埼玉県境に近い赤塚地域における都市農業、荒川沿岸部等の工業が併存しており、人口も増え続けています。

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

面積	32.22 k m ²
住民基本台帳による人口	580,912 人
住民基本台帳による総世帯数	337,372 世帯
住民基本台帳による児童人口	69,522 人
住民基本台帳による外国人人口	37,940 人

※児童人口とは、0 歳から 18 歳未満の人口を指す。

II 板橋区子ども家庭総合支援センターについて

1 児童相談所の設置

板橋区は、区民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長し、自立できる環境の形成に資することを目的として、平成 13 年に子ども家庭支援センターを設置し、家庭における子育て及び子どもの健全な育成の支援を行ってきました。

しかしながら、少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待や犯罪に巻き込まれる子どもの増加など、子どもの安全・安心な生活が脅かされています。

このような状況の中、国は平成 28 年 6 月に児童福祉法を改正し、子どもが権利の主体であることや、子どもの最善の利益が保障されることなどを法の理念として明確化しました。あわせて、児童相談所の体制強化を図るとともに、特別区においても児童相談所を設置できることとしました。

これを受け板橋区は、令和 4 年 4 月に児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ『板橋区子ども家庭総合支援センター』（以下、「総合支援センター」という。）を開設し、同年 7 月より児童相談所業務を開始しました。

総合支援センターは、「すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する 子ども・家庭、地域の子育て機能の総合支援拠点」を基本方針に掲げ、子どもの最善の利益を最優先とし、希望に満ちた未来の実現をめざしています。

妊娠・出産期からの成育歴の把握、成長段階に応じた関係機関等との連携の強化など、基

礎自治体が児童相談所を設置するメリットを最大限生かした切れ目のない支援を行い、板橋区の宝である子どもたちが健やかで心豊かに成長できるよう、全力で取り組んでいます。

(板橋区子ども家庭総合支援センターの経緯)

- 平成 13 年 板橋区子ども家庭支援センター開設
- 平成 28 年 児童福祉法改正。特別区においても児童相談所の設置が可能となる
- 平成 29 年 (仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本構想策定
- 平成 30 年 (仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画策定
- 令和 3 年 令和 4 年 7 月より板橋区を児童相談所設置市に指定する政令が公布(12 月 1 日)
- 令和 4 年 板橋区子ども家庭総合支援センター開設(4 月 1 日)
板橋区において児童相談所業務を開始(7 月 1 日) ※特別区では 6 番目
- 令和 6 年 「こども家庭センター」機能開始(4 月 1 日)



2 総合支援センター概要

(1) 所在地

住所 板橋区本町 24 番 17 号

電話 03-5944-2371 FAX 03-5944-2376

○アクセス 都営三田線「板橋本町駅」徒歩7分



(2) 組織及び事務分掌

総合支援センターは、以下のような体制で運営しています。

子どもに関する相談を幅広く受け入れる「支援課」、児童虐待通告等に係る対応を行う「援助課」、24時間365日保護児童の生活を支援する「保護課」の3課体制に加えて、子ども・家庭を取り巻く様々な課題について、法的な見地から職員へ助言するほか、法的な対応を担う「法務担当課長」、児童虐待通告や子ども家庭相談など困難なケースに専門的な対応を行う「子ども専門相談担当課長」を配置し、業務にあたっています。

① 総合支援センターの組織

総合支援センター所長 (児童相談所長)		主な所掌事務
支援課 (こども家庭センター機能) (定数 25 / 会計 1) ※	管理・サービス調整係 (定数 5 / 会計 1)	庶務、施設管理、システム管理、 各種子育て支援サービス(ショートステイ 事業等)、支援対象児童等見守り強化事業
	地域連携推進係 (定数 5)	要保護児童対策地域協議会 関係機関連携
	相談支援係 (定数 14)	子どもに関する相談、養育支援訪問事業、 こども家庭センター業務
	子ども家庭相談担当係長	※各健康福祉センター保健指導係長が兼務
援助課 (児童相談所機能) (定数 67 / 会計 13)	運営係 (定数 7 / 会計 4)	庶務、法的対応、援助方針会議運営 児童福祉施設入所措置事務
	里親係 (定数 3 / 会計 1)	里親登録・里親と児童のマッチング 里親支援・里親制度普及・フォスターリング 機関
	援助第一係 (定数 13 / 会計 1)	子どもに関する相談・調査 ケース進行管理、社会診断 児童福祉施設入所児童対応 家庭復帰支援
	援助第二係 (定数 12 / 会計 1)	
	調査係 (定数 11 / 会計 5)	児童虐待通告受付、児童虐待初期対応 調査・指導
	心理係 (定数 20 / 会計 1)	心理診断、心理指導、心理治療指導 愛の手帳(療育手帳)の判定
保護課 (一時保護施設機能) (定数 46 / 会計 31)	調整係 (定数 9 / 会計 31)	一時保護施設の管理事務 関係機関との連絡調整
	ユニット第1係 (定数 15)	一時保護施設運営(24時間365日) 行動診断、学習・生活支援
ユニット第2係 (定数 12)		
ユニット第3係 (定数 9)		
法務担当課長		
子ども専門相談担当課長		

※「定数」は職員定数、「会計」は会計年度任用職員数(令和7年4月1日現在)

② 職員の配置状況

◆人員体制

課	配置職種
支援課（こども家庭センター機能）	児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー、児童心理司、児童心理司スーパーバイザー、保健師、虐待対応強化専門員、事務など
援助課（児童相談所機能）	
保護課（一時保護所）	児童指導員・保育士、看護師、心理療法担当職員、事務、学習指導員、児童支援補助員など
法務担当課長	弁護士
子ども専門相談担当課長	児童福祉分野における専門相談

◆職種内訳

（令和7年度）

職種等	職員定数
児童福祉司	51人
児童心理司・心理療法担当	23人
保健師	2人
看護師	2人
児童指導員・保育士	37人
事務	25人
法務	1人
その他（会計年度任用職員等）	45人

3 総合支援センターが行う支援・援助

(1) こども家庭センター機能（支援課）

子どもに関する相談を幅広く受け付けています。

- ① 子どもなんでも相談
- ② SNS 相談（親子のための相談 LINE）
- ③ 子ども家庭相談
- ④ 特定妊婦への支援
- ⑤ 子育てサポート事業
- ⑥ 支援対象児童等見守り強化事業
- ⑦ 親支援事業
- ⑧ 児童虐待防止対策
- ⑨ 要保護児童対策地域協議会

(2) 児童相談所機能（援助課・保護課・法務担当課長・子ども専門相談担当課長）

児童虐待通告に係る対応等を担っています。

- ① 児童虐待通告等の調査・判定
- ② 一時保護
- ③ 里親制度
- ④ 法的対応

(3) 相談の種類（支援課・援助課共通）

区分		内容
養護相談		児童虐待相談、養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）、迷子に関する相談
保健相談		一般的健康管理に関する相談（乳児、早産児等）
障がい相談		知的障がい相談（愛の手帳の相談含む。）、ことばの遅れ相談、肢体不自由相談、重症心身障がい相談などの障がいに関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為 ^{※1} 、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為相談	触法行為 ^{※2} があったとして警察署から児童福祉法第 25 条通告及び少年法第 6 条の 6 により送致のあった児童、犯罪少年 ^{※3} に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育成相談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	性格行動相談	友たちと遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙 ^{※4} 、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、生活又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
里親に関する相談		養育家庭（養育里親）、養子縁組里親、専門養育家庭（専門里親）、親族里親としての養育を希望する方からの相談
その他の相談		措置変更、在所期間延長に関する相談等

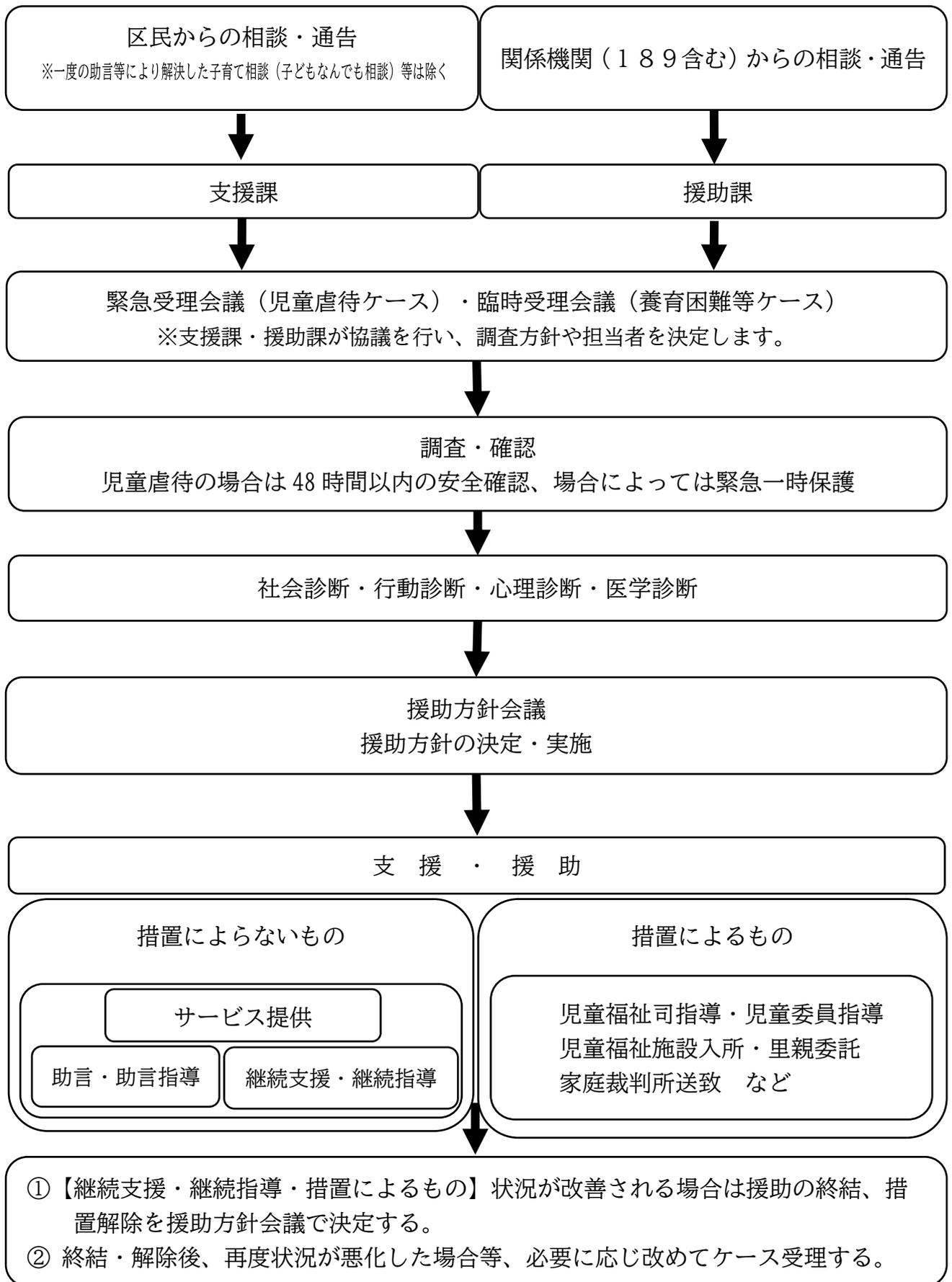
※1 ぐ犯行為 保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為をいいます。

※2 触法行為 14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をいいます。

※3 犯罪少年 罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の少年をいいます。

※4 緘黙 話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面、あるいは生活全般で話さない状態をいいます。

(4) 主な相談の流れ



(5) 援助課（児童相談所機能）が行う援助の種類

① 措置によるもの ※1 児福法：児童福祉法 ※2 虐待防止法：児童虐待の防止等に関する法律

区分	内容
訓戒・誓約 (児福法 ^{※1} 27条1項1号)	訓戒・誓約の提出は、注意を与えるだけでは足りない場合に、児童または保護者に再び同じような問題行動をしないと約束させ、誓約書を提出させる。
児童福祉司指導 (児福法 26条1項2号) (児福法 27条1項2号) (虐待防止法 ^{※2} 11条1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境に起因する複雑な問題を有する児童等、援助に専門的知識、技術を有するケースに対して来所又は家庭訪問等の方法により継続的に行う指導 ・児童虐待を行った保護者に対して行う指導
児童委員指導 (児福法 26条1項2号) (児福法 27条1項2号)	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決すると考えられるケースについて、児童委員に指導を依頼する。
福祉事務所等送致等 (児福法 26条1項4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合 ・助産施設、母子生活支援施設、保育所への利用等を要すると認められる場合 ・15歳以上の児童について、身体障がい者援護施設等に入所させることが適当であると認められる場合
里親委託 (児福法 27条1項3号)	<ol style="list-style-type: none"> ① 養子縁組を目的とせずに一定期間養育する「養育家庭」(養育里親) ② 障がい児等の専門的ケアを必要とする児童を一定期間養育する「専門養育家庭」(専門里親) ③ 養子縁組を目的として養育する「養子縁組里親」 ④ 保護者が行方不明等の状態にあり児童の扶養義務者等である親族が養育する「親族里親」に対し、児童養育を委託する。
小規模居宅型児童養育事業委託 (児福法 27条1項3号)	一定の要件を備えた養育者の住居で5～6人の児童を養育する事業を行う者に対し、児童を委託する。
児童福祉施設等入所 (児福法 27条1項3号) (児福法 27条の2) (児福法 31条)	乳児院、児童養護施設、障がい児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。
指定発達支援医療機関委託 (児福法 27条2項)	国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに、児童を委託する。
家庭裁判所送致 (児福法 27条1項4号) (児福法 27条の3)	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致する。 ※少年法第3条2項、第6条の7
家庭裁判所家事審判請求 (児福法 28条) (児福法 33条の7・8・9)	児童福祉施設の入所等の承認の請求、親権一時停止・親権喪失・管理権喪失の請求(民法834条・834条の2・835条)

② 措置によらないもの

区分	内容
助言指導 (児福法 11条1項2号二)	助言、情報提供等の適切な方法により、児童の有する問題が解決されると考えられる場合の指導 愛の手帳の判定、電話相談による助言など。

継続指導 (児福法 11 条 1 項 2 号二)	児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法、カウンセリング等を行う。
他機関あっせん・紹介 (児福法 11 条 1 項 2 号二)	児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関をあっせん・紹介する。
児童自立生活援助 (児福法 33 条の 6)	義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童又はその他の児童で、自立を図るため必要な場合において、その児童から申込みがあったときは「自立援助ホーム」に入所させて、社会的自立に向けた援助を行う。

③ その他

区分	内容
意見付与 (児福法 24 条の 3 第 3 項)	障がい児施設給付費の要否の決定に際し、児童相談所長の意見を付与する。
立入調査 (児福法 29 条) (虐待防止法 9 条 1 項)	児童虐待が行われるおそれがあると認めるとき、又は保護者による児童虐待等の場合における措置をとるため必要があると認められた時は、児童相談所長は児童委員又は児童福祉司をして、児童の住所若しくは居所等に立入、必要な調査又は質問をさせることができる。正当な理由がなく立入調査を拒否する等の職務妨害等に対しては罰則規定がある。(児福法 61 条の 5)
一時保護・一時保護委託 (児福法 33 条) (虐待防止法 8 条)	児童相談所長は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童等を一時保護し、また児童福祉施設等に一時保護委託をすることができる。
面会・通信の制限 (虐待防止法 12 条)	児童虐待を受けた児童で施設等入所中や一時保護中に児童虐待を行った保護者の面会又は通信を制限することができる。
接近禁止命令 (虐待防止法 12 条の 4)	上記の面会・通信制限を受けている場合で必要があると認めるときは、児童の身近に付きまとい又は付近を徘徊しないよう命ずることができる。(虐待防止法 18 条に罰則規定がある)
同居児童の届け出 (児福法 30 条)	4 親等内の児童以外の児童を一定期間同居させている者に対し、届出義務を課し、児童虐待や人身売買のような子どもの権利侵害が発生しないよう命ずることができる。
所長の親権代行 (児福法 33 条の 8)	児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求に係る児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
出頭要求 (虐待防止法 8 条の 2)	児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、必要な調査又は質問をさせることができる。 当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。
再出頭要求 (虐待防止法 9 条の 2)	保護者が上記の出頭要求または立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
臨検・搜索 (虐待防止法 9 条の 3)	保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可状により、当該児童の住所もしくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

Ⅲ 総合支援センター事業概要

1 総合支援センターの状況について

こども家庭センターと児童相談所の機能を併せ持つ施設として、令和6年度における総合支援センター全体の実績は以下のようになっています。

(1) 内容別相談受付件数

① 受付件数（総数）

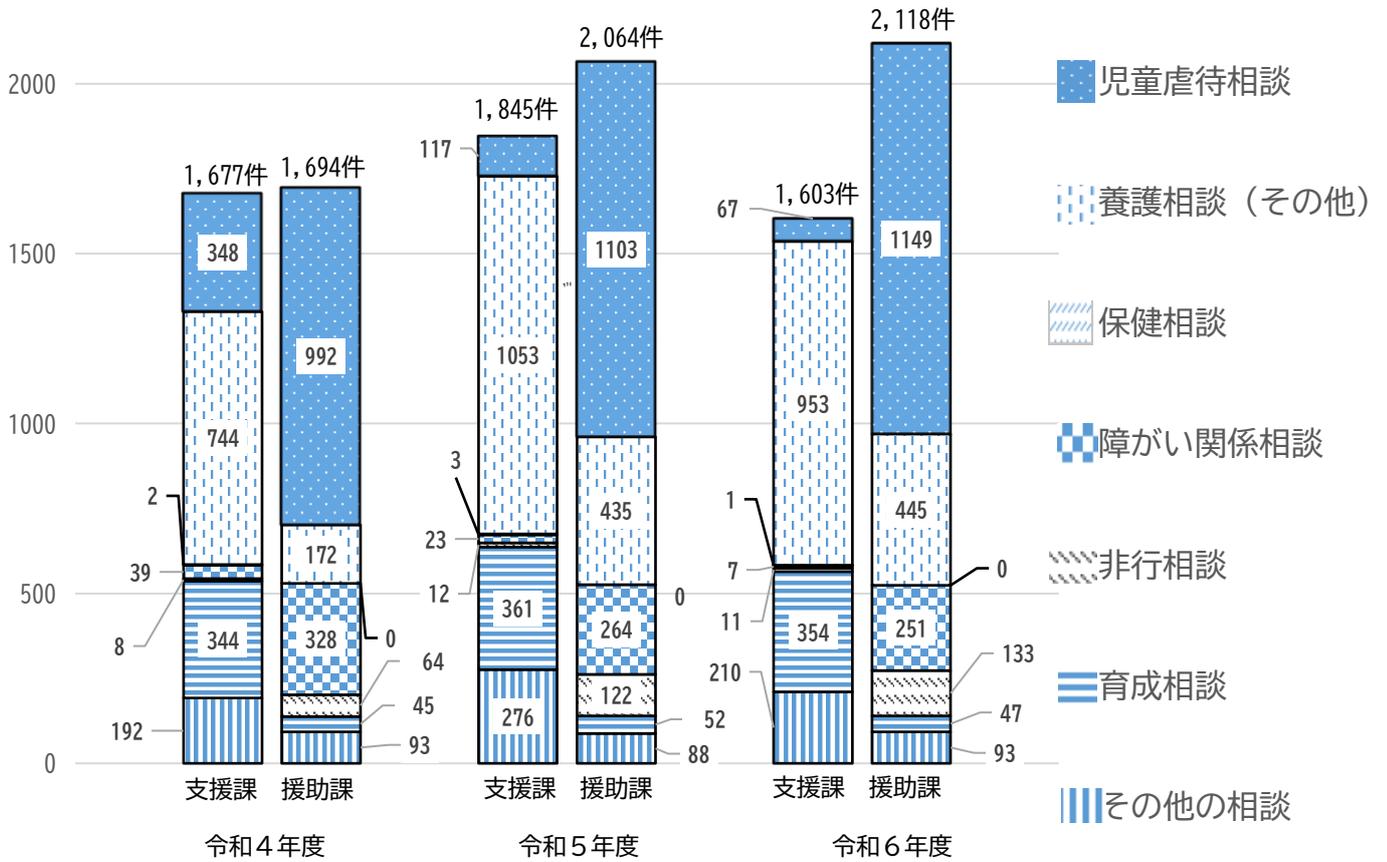
支援課では、児童虐待相談以外の養護に関する相談が多い傾向にあり、一方で援助課では児童虐待に関する相談が多い傾向にあります。

(単位：件／令和6年度)

		支援課	援助課	合計	
養護相談	児童虐待相談	67	1,149	1,216	
	内訳	身体的虐待	15	276	291
		性的虐待	0	5	5
		ネグレクト	36	164	200
		心理的虐待	16	704	720
	※その他の相談	953	445	1,398	
保健相談		1	0	1	
障がい関係相談		7	251	258	
非行相談		11	133	144	
育成相談		354	47	401	
その他の相談		210	93	303	
合計		1,603	2,118	3,721	

※「その他の相談」はP.9の相談の種類における養護相談の中の児童虐待以外の相談を指します。

内容別相談受付件数の推移（件）



※令和4年度の援助課の受付件数は、令和4年7月から令和5年3月までの数値

② 年齢別受付件数

（単位：件／令和6年度）

相談内容	0～1歳		2～5歳		6～11歳		12～14歳		15歳以上		年齢不詳		合計	
	支援課	援助課	支援課	援助課	支援課	援助課	支援課	援助課	支援課	援助課	支援課	援助課		
養護 相談	児童虐待相談	14	124	24	276	21	451	5	178	3	117	0	3	1,216
	その他の相談	202	49	327	106	247	137	84	77	39	58	54	18	1,398
保健相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障がい相談	0	1	1	48	4	99	1	75	0	28	1	0	0	258
非行相談	0	0	0	0	3	32	3	71	2	30	3	0	0	144
育成相談	6	2	48	3	115	16	69	17	38	8	78	1	0	401
その他の相談	16	6	37	16	54	12	32	2	20	57	51	0	0	303
各課合計	239	182	437	449	444	747	194	420	102	298	187	22	0	3,721
総計	421		886		1,191		614		400		209		0	3,721

(2) 相談経路別相談受付件数

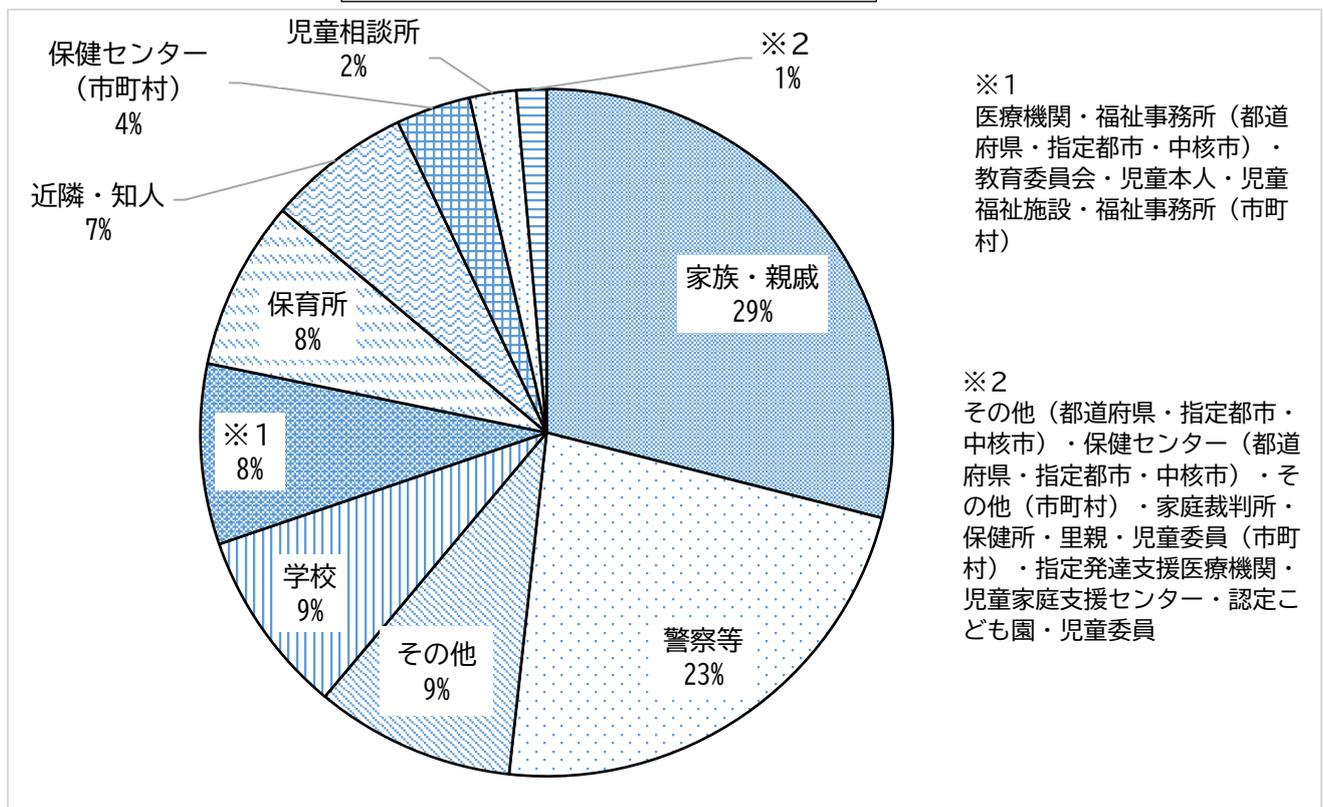
支援課における相談受付件数 1,603 件のうち、家族・親戚からの相談が最も多く(683 件)、次いで保育所(233 件)、学校(195 件)と続いています。

援助課における相談受付件数 2,118 件のうち、警察等からの相談が最も多く(846 件)、次いで家族・親戚(396 件)、近隣・知人(223 件)と続いています(その他は除く)。

(単位：件／令和 6 年度)

所 属	都道府県・指定都 市・中核市				市 町 村				児童福祉施設・ 指定発達支援医療機関			児童 家庭 支援 セン ター	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び 医療機関		学校等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計	
	児童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン ター 他	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン ター 他	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 発 達 支 援 医 療 機 関					保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会								
																												保 健 所
支援課	1	25	0	17	36	0	128	2	233	27	0	0	0	0	0	0	2	40	27	195	31	0	0	683	28	23	105	1,603
援助課	80	37	14	0	1	0	2	7	63	11	0	0	0	846	9	0	0	25	7	128	9	1	0	396	223	17	242	2,118
合計	81	62	14	17	37	0	130	9	296	38	0	0	0	846	9	0	0	25	34	323	40	1	0	1,079	251	40	347	3,721

相談経路別相談受付の割合(総数)



(3) 外国人児童に関する相談受付件数

令和6年度の相談受付件数 3,721 件のうち、外国人児童（外国籍の児童）は 216 件となり、相談受付件数の約6%を占めています。

(単位：件／令和6年度)

		支援課	援助課	合計
養護相談	児童虐待相談	8	86	94
	その他の相談	39	33	72
保健相談		0	0	0
障がい相談		0	14	14
非行相談		0	11	11
育成相談		11	1	12
その他の相談		10	3	13
合 計		68	148	216

2 こども家庭センター機能（支援課）

総合支援センター支援課は、基礎自治体として、母子保健部門を担う健康福祉センターとの一体的運用により、こども家庭センター機能を担っています。

子ども本人や保護者からの子どもに関するあらゆる相談に対して、子どもの権利擁護や児童虐待予防の視点に立ち、迅速な対応と早期解決を図ることを目的として、24時間365日対応の電話相談「子どもなんでも相談」や総合支援センターの相談員が対応する「子ども家庭相談」事業を実施しています。

また、要保護児童対策地域協議会調整機関としての役割を専属で担う地域連携推進係を設置し、実務者会議等を通じて関係機関との情報共有を図るとともに、関係機関へのアウトリーチにより、心配な子ども・家庭の早期発見・早期対応による児童虐待等の未然防止・予防に取り組んでいます。

その他、ショートステイ事業、育児支援ヘルパー派遣事業、産前産後支援事業（産後ドゥーラ）、ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）などの子育てサポート事業や、支援対象児童等見守り強化事業などを実施しています。

困難な状況にある子どもや保護者の支援を、個別相談や関係機関等の連携のもとに対応し、児童虐待ゼロをめざします。

(1) 板橋区におけるこども家庭センター機能の取組

① 概要

- 令和4年の児童福祉法改正によって、市区町村は、児童福祉分野と母子保健分野に関し一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置することが努力義務とされました。
- 法改正を受け、区では、令和6年4月から、従前の「子ども家庭総合支援拠点」であった総合支援センター支援課と、従前の「子育て世代包括支援センター」であった区内5か所の健康福祉センターが連携・協力しながら、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する一体的な相談支援を実施する「こども家庭センター機能」の実施体制を構築し、運用を開始しました。
- 総合支援センター支援課長を「こども家庭センター」機能の長とし、同課に統括支援員（保健師）を配置するとともに、健康福祉センター保健指導係長を支援課の兼務とすることで、健康福祉センターとの連携・情報共有を図っています。

② 取り組み状況

ア 相談体制の充実

- 合同家庭訪問、支援課職員による健康福祉センターへの出張相談など、支援課と健康福祉センターが、互いの専門性を発揮しながら、一体的な相談支援ができる体制を構築し、対象者への支援を強化しています。

イ 専門職の体制強化

○令和6年度は、統括支援員のほかに支援課に1名の保健師を配置し、児童福祉及び母子保健の専門性を持つ人材の育成に取り組むことで、一貫した質の高い支援により、複雑・困難化する事例に対応しています。

ウ 情報連携の強化

- 支援課と健康福祉センターによる合同ケース会議の開催により、要支援妊婦等の早期発見・早期支援に繋げるとともに、「サポートプラン」の活用等による情報連携に取り組んでいます。
- 特に、DX推進の観点から、情報共有アプリ「Kintone」を活用し、迅速でタイムリーな情報共有に取り組んでいます。

(2) 子育て相談に関する事業

① 子どもなんでも相談

18歳未満の子ども本人やその保護者からの相談に対して、業務委託を受けた専門職の相談員が24時間365日相談を受け付け、相談対応を行います。

相談内容や相談者のニーズに応じた総合支援センターへの引継ぎや、状況に応じた緊急通報で警察等への連携を行っています。

【相談実績】 (令和6年度)

受電件数	相談件数
696件	1,179件

【相談内容別件数】

(単位：件／令和6年度)

病気・症状と治療	事故・ケガと治療	検査・健康診断	薬	予防接種	育児・しつけ	栄養・食事	介護	母子健康	メンタルヘルス	健康の保持増進	健康保険・医療費	医療機関	問合せ	合計
329	49	0	8	9	98	32	1	71	387	4	5	163	23	1,179

② 親子のための相談 LINE

東京都では児童虐待を未然に防止するため、LINEを利用した「親子のための相談 LINE」を実施しています。「親の気持ちや子どもの気持ちがわからない」など、一番身近な家族の悩みについて、心理カウンセラー等の専門資格を保有した専門の相談員が相談に乗ります。板橋区では、区民の利用を促進するため、パンフレットやSNSで周知を行っています。

③ 子ども家庭相談

子どもや家庭に関する困りごとや継続的な相談に対して、総合支援センターの相談員が対応します。

※経路別受付件数については、P.15 参照

ア 相談対応件数 (単位：件／令和6年度)

相談対応件数	相談対応方法		
	電話等	面接	訪問
27,871	22,519	1,612	3,740

イ 相談内容別受付件数 (単位：件／令和6年度)

養護相談		保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談	その他	合計
児童虐待	その他						
67	953	1	7	11	354	210	1,603

(単位：件／令和6年度)

実人数	児童虐待の種類			
	身体的	性的	ネグレクト	心理的
67	15	0	36	16

(3) 特定妊婦への支援

出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、健康福祉センターや医療機関等と緊密に連携し、支援を行っています。

(令和6年度)

受付件数
52件

(4) 子育てサポート事業

① 育児支援ヘルパー派遣事業

妊娠中の方(母子健康手帳取得後)及び3歳未満の乳幼児のいる方を対象に、出産前後の家事や育児疲れなどを軽減するため、家事・育児援助を行うヘルパーを派遣しています。

(令和6年度)

延利用人数	利用時間数
2,626人	5,137.5時間

② 産前産後支援事業(産後ドゥーラ)

妊娠中から産後6か月未満の方を対象に、専門的な知識や資格を持つ「産後ドゥーラ」が自宅を訪問し、お母さまに寄り添いながら心身のケアや家事・育児のサポートをします。

※産後ドゥーラとは、一般社団法人ドゥーラ協会から認定を受けた、産前産後の女性特有のニーズに対し、サポートするための知識・技術を持つ専門家です。

(令和6年度)

利用登録人数	延利用人数	利用時間数
381人	101人	1,308時間

③ ファミリー・サポート・センター事業

保護者の疾病、残業、地域活動等で子どもの一時的な保育が必要となった場合に、保護者に代わって子どもの世話をする者（援助会員）と保護者（利用会員）を結び、育児支援を行っています。

利用対象児童は、生後43日～12歳まで（小学校6年生の3月31日まで利用可）です。

(令和6年度)

援助会員	利用会員	利用件数	利用時間
186人	9,197人	4,721件	6,658時間

④ ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

日常生活上の突発的な事情などのために、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助しています。

(令和6年度)

利用児童数	申請件数	補助対象時間数
730人	2,153件	31,989時間44分

⑤ ショートステイ事業・トワイライトステイ事業

保護者の出産、病気、家族の介護や育児疲れ等で、一時的に子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設・乳児院・協力家庭において養育する事業を行っています。

(令和6年度)

預かり区分	ショートステイ		乳児ショートステイ	子どもショートステイ
	宿泊/日帰り	トワイライト 午後4時から午後10時	宿泊/日帰り	宿泊/日帰り
対象児童	2歳から12歳以下の区内在住の児童		生後43日から2歳未満区内在住の乳幼児	生後43日から18歳未満区内在住の乳幼児・児童
預かり先 (委託先)	児童養護施設 (1施設)		乳児院 (1施設)	区内協力家庭 (8家庭)
利用児童数	199人	22人	63人	84人
延利用日数	日帰り 620日	159日	日帰り 108日	日帰り 237日
	宿泊 364日		宿泊 162日	宿泊 104日

(5) 支援対象児童等見守り強化事業

子ども食堂などの地域団体や地域で子育て支援に関わる団体・人材等を活用し、定期的な家庭訪問（アウトリーチ）による食品等の持参を通じて、地域で子どもとその家庭を見守るとともに、地域との緩やかな繋がりを生み出すことにより、子育て世帯の孤立化を防ぎます。

（令和6年度）

利用世帯数	支援対象児童数	訪問員・団体	延べ訪問回数
85世帯	162人	93人	1,024回

(6) 親支援事業

子育て中の方を対象に、お子さんとの向き合い方や家族とのコミュニケーションに役立つヒントや情報を、専門家の講師から講義やグループワーク形式で学ぶ機会を提供しています。

（令和6年度）

講義内容	開催回数	参加者数
子育て講座～子育て編～ 「子どものかんしゃくやこだわりへの対応」	3回	27名
子育て講座～こころのケア編～ 「こころのケア～自分自身も大事に～」	2回	15名

(7) 児童虐待防止対策

① 板橋区児童虐待防止対応ガイドラインの作成・配付

総合支援センターでは、関係機関別に児童虐待等を発見した際の初動対応等について取りまとめたガイドラインを作成し、区内関係機関に配付しています。

ガイドラインは2年おきに改訂し、ヤングケアラーなど、最新のトピックスを盛り込み、関係機関へ周知・啓発を図っています。改訂にあたっては、要保護児童対策地域協議会代表者会議を通じて、関係機関からの意見等も反映しています。

② 児童虐待防止等啓発

子どもや保護者に対して、児童虐待防止を啓発するため、以下のツールを作成・配付しています。

○児童虐待防止カード（区立小学4年生～中学3年生の全児童）

○児童虐待防止リーフレット（区立・私立幼稚園・保育園、区立小中学校の全児童）

③ 「子どもなんでも相談」の周知

子育てや子どもについて、365日24時間いつでも気軽に相談できる「子どもなんでも相談」について、子育て世帯や子ども達への認知度を高めるため、以下のツールを作成・配付しています。

○マンガ冊子（区内小学校の全児童）

※「子どもなんでも相談」の案内とともに、児童虐待等や子どもの権利についても記載

- 「子どもなんでも相談」の案内を記載したウエットティッシュ（区内中学校の全児童）
- 「子どもなんでも相談」の案内を記載したマグネットシート（母子手帳交付時に配付）

(8) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会は、「要保護児童等」に関する関係機関同士の情報共有等について、「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の三層構造からなる会議体を通じて協議を実施しています。

総合支援センターでは、要保護児童対策地域協議会の運営を専属で担当する地域連携推進係を設置し、関係機関による早期発見・早期対応や子ども・家庭の見守り機能、ネットワークの更なる強化に取り組んでいます。

特に「実務者会議」については、22の中学校区ごとにセンターにて実施している「集合型」の会議に加え、各関係機関を訪問する「アウトリーチ（訪問型）」を実施し、3か月に1度、関係機関と情報共有や支援方針の共有を行う等の見守り体制の構築を図っています。

① 要保護児童対策地域協議会 令和6年度開催実績

会議名		回数	開催月
代表者会議		2回	第1回：6月26日（水） 第2回：2月5日（水）
実務者会議	集合型	前期22回・後期22回 （中学校区ごとで実施）	前期 7月～9月 後期 1月～3月
	アウトリーチ型 （訪問型）	各関係機関へ訪問し情報共有 （400機関）	前期 4月～6月 後期 10月～12月
個別ケース検討会議		105回	年間通じて実施

② アウトリーチ（関係機関訪問）概要

板橋区独自の取組として、地域連携推進係の職員（要保護児童対策調整機関の調整担当者）が、学校・保育園などの関係機関（400機関※）へ年2回訪問し、各関係機関の支援対象児童について、直近の状況をヒアリングするとともに、潜在している心配な子どもや家庭の情報をヒアリングし、早期の通告に繋げるなど、早期発見・早期対応による未然防止等を行いました。また、板橋区児童虐待防止対応ガイドラインを周知・啓発し、児童虐待等に気づくためのチェックポイント、初動対応の流れ、通告時のポイント等の共有を行っています。

※区立小中学校、あいキッズ、区立・私立保育園、区立・私立幼稚園、児童館等

3 児童相談所機能（援助課・保護課・法務担当課長・子ども専門相談担当課長）

（1）相談受付状況

総合支援センターにおける児童相談所機能（援助課）の令和6年度の相談受付状況等は以下のようになっております。

① 相談内容別受付件数

相談数 2,118 件のうち、児童虐待相談が最も多く（1,149 件）、次いでその他の養護相談（445 件）、知的障がい相談（愛の手帳）（242 件）と続いています。

※経路別受付件数については、P.15 を参照

（単位：件／令和6年度）

養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他	合計
児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視覚聴覚相談	言語等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	発達障がい相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	育児・しつけ相談	適性相談		
1,149	445	0	8	0	0	1	242	0	59	74	39	3	5	0	93	2,118

② 児童虐待相談における児童相談所虐待対応ダイヤル（189）等の相談受付件数

（単位：件／令和6年度）

児童相談所虐待対応ダイヤル（189）	169
LINE 相談	34
警察署等からの通告	846

③ 児童虐待相談・通告への対応

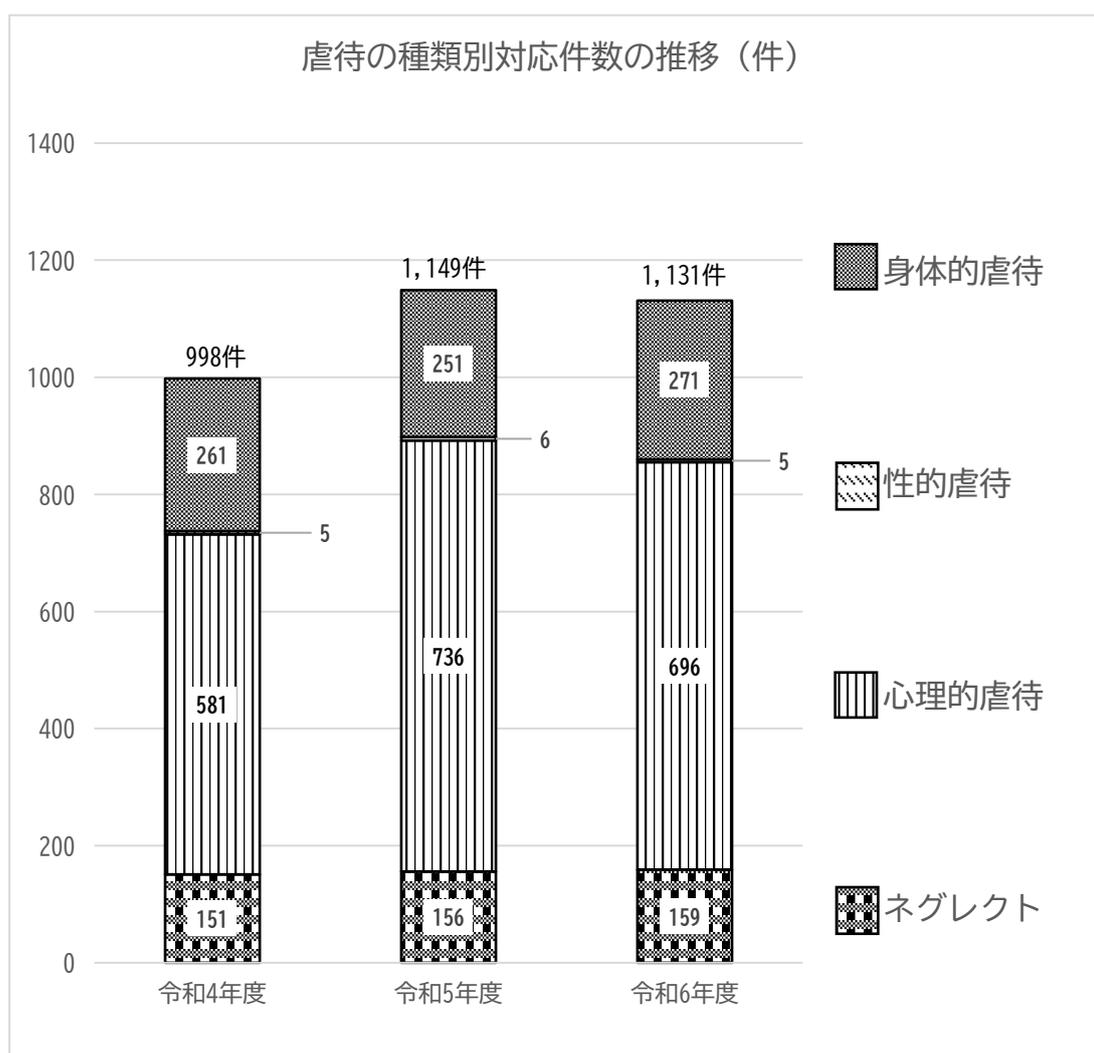
令和6年度中に新たに援助課(児童相談所機能)で受け付けた児童虐待に関する相談(昨年度に未対応であった相談を含む)について、令和6年度中に対応した件数は以下のようになっています(国は、この児童虐待相談対応件数を毎年公表しています)。

対応件数とは、令和6年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数のことを指します。児童虐待相談対応件数1,131件のうち、虐待種類別では心理的虐待が最も多く(696件)、次いで身体的虐待(271件)、ネグレクト(159件)、性的虐待(5件)と続いています。

【児童虐待の種類別対応件数】

(単位：件／令和6年度)

合計対応件数	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
1,131	271	5	696	159



※令和4年度の件数は、令和4年7月から令和5年3月までの数値

【援助の種類別対応件数】

(単位：件／令和6年度)

合計対応件数	助言指導	継続指導	あっせん 他機関	福祉事務所送 致又は通知	児童福祉司指導	施設入所 児童福祉	里親委託	家庭裁判所送 致	その他
1,131	978	45	36	0	50	18	3	0	1

④ 触法少年の送致

警察は触法少年を発見したとき、児童相談所に通告ができます。さらに触法少年に係る事件について警察が調査を行った結果、一定の重大事件に係る触法少年と思料するとき又は家庭裁判所の審判に付すことが適当と思料するときには、児童相談所に送致することとされています。

(単位：件／令和6年度)

触 法 送 致 件 数	送致種別			一時保護の状況		家裁送致の状況	
	身 柄 送 致	送 身 柄 通 告 後 送 致	書 類 送 致	あ 一 時 保 護 り	な 一 時 保 護 し	あ 家 裁 送 り 致	な 家 裁 送 し 致
0	0	0	0	0	0	0	0

⑤ 家庭裁判所への申立状況

(単位：件／令和6年度)

児童福祉法	申立件数	承認件数
第28条（施設入所措置等・新規）※1	0	2
第28条（施設入所措置等・更新）	1	1
第33条5項（2か月以上の親権者等の意に反する一時保護）※2	4	3
第33条の6の4（特別養子適格の確認請求）※3	2	3
第33条の7（親権停止等の請求）	0	0
第33条の8（未成年後見人選任の請求）	1	1

※1 令和5年度に申立を行った結果、令和6年度に承認された事案が2件

※2 申立件数4件のうち、1件は令和6年度中に審判が確定していない事案

※3 承認件数3件のうち、1件は令和5年度中に申立を行った事案

※（参考）立入調査は6件、臨検・搜索は0件、援助要請は8件の事案があった。

(2) 施設入所・里親等委託の状況

① 施設入所・里親等委託

令和6年度の児童福祉施設等への入退所及び里親等委託の状況以下のようになっています。

(単位：件／令和6年度)

施設種別	新規措置	退所
乳児院	5	7
児童養護施設	22	23
里親(ファミリーホーム含む)	9	7
児童自立支援施設	2	3
児童心理治療施設	0	0
自立援助ホーム	7	1
障がい児入所施設	1	3
合計	46	44

② 障がい児入所施設の利用契約

(単位：件／令和6年度)

施設種別	新規	更新	合計
障がい児入所施設	14	8	22

※新規には、有期有目的による利用契約を含む。

(3) 一時保護の状況

令和6年度の一時保護の状況は以下のようになっています。

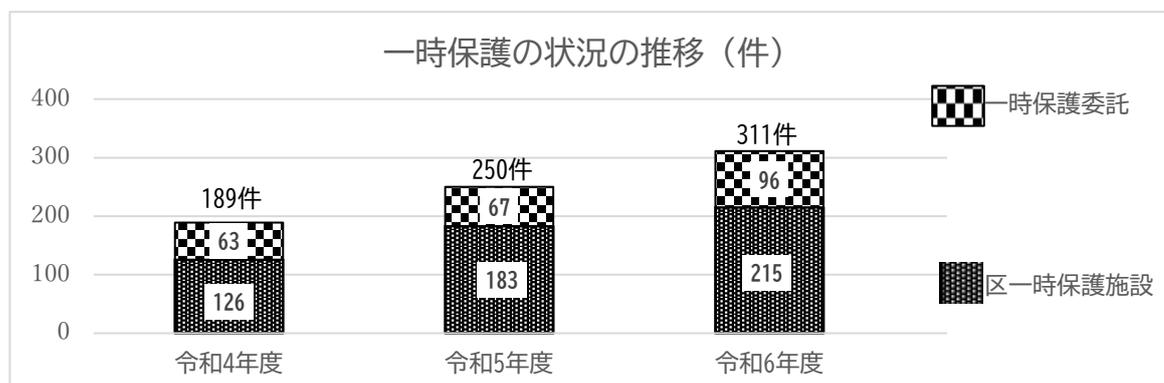
① 一時保護の状況（板橋区の児童を一時保護した総数）

一時保護委託とは、医療対応が必要な児童や、区の一時的保護所に保護出来ない児童等、子どもの状況等によって適切な場所に一時保護の委託をすることです。

主な委託先としては、児童養護施設・乳児院・里親・障がい児施設・病院等があります。

(単位：件／令和6年度)

施設種別	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	合計
一時保護（区一時保護所）	38	64	61	52	215
一時保護委託	41	14	21	20	96
他区一時保護所	6	5	8	4	23
乳児院	19	0	0	0	19
児童養護施設	0	5	3	0	8
里親	8	1	4	4	17
児童自立支援施設	0	0	0	0	0
医療機関	8	0	5	7	20
障がい児関係施設	0	2	0	1	3
自立援助ホーム	0	0	0	0	0
ファミリーホーム	0	0	0	0	0
私人・その他	0	1	1	4	6
合計	79	78	82	72	311



※令和4年度の件数は、令和4年7月から令和5年3月までの数値

② 一時保護解除後の対応状況（板橋区の児童を一時保護解除した総数）

(単位：件／令和6年度)

	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	合計	年度末継続保護
一時保護（区一時保護所）	18	11	35	0	134	9	207	21
一時保護委託	10	1	40	0	42	4	97	8
合計	28	12	75	0	176	13	304	29

(4) 一時保護所の運営

① 基本理念

「お互い楽しく暮らす」

② 一時保護所のめざす方向性

「温かみがあり居心地のよい一時保護所」

⇒子どもの最善の利益の実現、子どもの安全・安心の確保、子どもの権利・意見表明の尊重

③ 対象年齢

概ね2歳から18歳未満

④ 入所定員

定員30人

<内訳> 幼児6人、学齢女子(小学生以上女子)12人、学齢男子(小学生以上男子)12人

⑤ 諸室構成

幼児(6人1ユニット)、学齢女子(6人2ユニット)、学齢男子(6人2ユニット)の小規模な単位で生活空間を構成するユニット形式とし、子どもにとって安全・安心な状況で生活できるように環境を整えています。

⑥ 保護の内容

一時保護所では、さまざまな背景がある子どもの成長・発達・状態に合わせて、生活面の支援、食事、健康管理、教育・学習支援、行事等を行います。

幼児ユニット



男女ユニットリビング



男女ユニット個室



○食事

食事は、衛生面や栄養バランス等を考慮したうえで、厨房から温冷運搬車で各ユニットのリビングに運び提供する事で、家庭的な雰囲気の中で食事をとることができます。

○健康管理

慣れない環境の中で生活を送ることにより、心身の変調をきたすことも予測されるため、非常勤医師、看護師、心理療法担当職員等が連携し、子どもの支援を行っています。

○教育・学習支援等

教員免許を持った学習指導員が中心となり、子どもの状況や特性、学力等に配慮した学習支援を行っています。運動についても体育館を活用して、体育活動及び余暇時間の運動により、運動不足にならないように配慮するとともに、気分転換等により充実した生活環境を提供しています。

○行事

月の誕生日会のほか季節感のある行事を中心に、ユニット間の連携・共同による行事、ユニット単位及び個別の外出行事、ユニット別の食育レクを含めた様々な行事を実施しています。

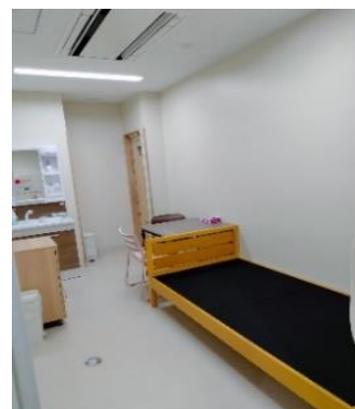
学習室



体育館



静養室



⑦ 一時保護施設における入所状況（他自治体からの受託児童含む）

【新規入所・一時保護解除・月末在籍児童数】

（単位：人／令和6年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規入所児童数	11	27	29	28	18	29	12	15	9	17	20	8	223
保護解除児童数	13	19	23	25	21	30	10	16	14	11	21	19	222
月末時点の保護児童数	18	26	32	35	33	32	33	32	27	33	32	22	

【一時保護施設のユニット別入所状況】

（単位：人／令和6年度）

	幼児	学齢女子	学齢男子	合計 (A)	(A)のうち 他自治体からの 一時保護委託
新規入所児童数	46	79	98	223	8

【新規入所における保護理由】（単位：人／令和6年度）

区 分		児童数
養護 相談	児 童 虐 待 相 談	121
	そ の 他 の 相 談	54
非 行 相 談		36
育 成 相 談		12
合 計		223

⑧ 一時保護所児童への一時保護所での生活における満足度アンケート

	安心して生活 できますか	食事は楽しみ ですか	大切にされてい ると思いますか	話を聞いてく れますか	プライバシーは守 られていますか
令和6年度 (2024年度)	85.2%	78.5%	91.3%	91.8%	93.0%

※一時保護所で生活した子どもに退所の際にアンケートをとり「はい」と答えた割合

(5) 社会的養護について

① 社会的養護とは

子どもは、家庭で愛情に包まれながら育てられることが望ましいですが、児童虐待など様々な事情で実親と離れて暮らしている子どもが、東京都全体では約4,000人（板橋区には約200名）います。

そのような子どもを社会全体で支える仕組みを「社会的養護」といいます。社会的養護は、里親等の家庭養護、児童養護施設等の施設養護の2つに分かれます。

○家庭養護

(単位：件／令和6年度末)

施設種別	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	合計
養育家庭	3	10	2	2	1	18
専門養育家庭	0	0	0	0	0	0
親族里親	0	0	1	1	0	2
養子縁組里親	0	2	0	0	0	2
ファミリーホーム	0	1	0	1	0	2
合計	3	13	3	4	1	24

○施設養護

(単位：件／令和6年度末)

施設種別	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	合計
乳児院	8	0	0	0	0	8
児童養護施設	15	45	31	45	10	146
児童自立支援施設	0	0	4	0	0	4
児童心理治療施設	0	1	0	0	0	1
知的障がい児施設	0	2	3	2	0	7
肢体不自由児施設	0	1	0	0	1	2
重症心身障がい児施設	1	0	0	0	0	1
自立援助ホーム	0	0	0	2	4	6
合計	24	49	38	49	15	175

② 里親制度

里親制度は、保護者による適切な養育を受けられない子どもを家庭に迎え入れ、家族の一員として愛情をもって養育していただく、子どものための公的な制度です。

◆里親の種類

養育家庭 (養育里親)	養子縁組を目的としないで、一定期間子どもを預かり養育する里親 ※短期間のみ子どもを預かる家庭もあります。
専門養育家庭 (専門里親)	養子縁組を目的としないで、一定期間専門的ケアを必要とする子どもを養育する里親 ※一定の要件を満たし、定められた研修を受ける必要があります。
養子縁組里親	養子縁組を目的として、子どもを養育する里親 ※特別養子縁組が成立するまでの間、里親として子どもを育てます。
親族里親	両親の死亡、行方不明、長期入院などにより子どもを養育できない場合に、祖父母等の扶養義務者が里親になり、その子どもを育てる里親

③ 里親等委託率

(令和6年度末)

	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	全体
代替養育が必要な児童数(人)	7	28	143	178
里親等委託児童数(人)	1	3	20	24
板橋区の里親等委託率	14.3%	10.7%	14.0%	13.5%

※代替養育が必要な児童数＝「乳児院・児童養護施設の入所児童数」＋「里親・ファミリーホームへの委託児童数」

※里親等委託率＝里親等委託児童数／代替養育が必要な児童数

④ 養育家庭等の登録数及び委託児童数

令和7年3月31日現在の区内の養育家庭数は32家庭であり、区内の養育家庭に委託している児童数は17人となっています。

委託児童17人のうち、板橋区が措置している児童が11人、他自治体の児童相談所が措置している児童が6人となっています。

(令和6年度末)

里親の種類	登録家庭数	委託を受けている	
		家庭数	児童数(人) ※3
養育家庭	32	16	17(11)
専門養育家庭 ※1	2	1	1(0)
親族里親	1	1	2(2)
養子縁組里親 ※2	18	1	1(1)
合計	53	19	21(14)

※1 専門養育家庭は、養育家庭として登録し、一定の養育経験や研修を経て登録するものであるため、養育家庭数にも計上している。

※2 養子縁組里親のうち、5家庭は養育家庭と二重登録している。

※3 児童数については、東京都や他区の児童を含む。()は板橋区内の児童数

⑤ 里親登録数の増減

(単位：件)

	令和 5年度末	令和 6年度末	令和6年度		増減
			新規登録数	登録取消数	
養育家庭	28	32	4	0	+4
専門養育家庭	2	2	0	0	0
親族里親	1	1	0	0	0
養子縁組里親	22	18	3	7	-4

⑥ 里親支援に関する業務（フォスタリング業務）

フォスタリング業務は、里親制度を一層推進するため、里親制度の普及啓発、里親の養育力向上や里親委託を推進するなどの以下の業務を総合的に実施しています。

- 里親制度の普及啓発による里親開拓（リクルート）及びアセスメント
- 里親登録前・登録後及び里親委託後の研修・トレーニング
- 里親の訪問や里親同士の交流等の相談支援 など

なお、板橋区では、民間が持つノウハウを活かして里親への児童の委託を一層推進するため、フォスタリング機関として社会福祉法人二葉保育園に委託し、区とともに里親の支援を行っています。

⑦ 普及・啓発活動

フォスタリング機関と連携しながら普及啓発活動等を行い、里親制度の推進を図っています。

【令和6年度の主な活動】

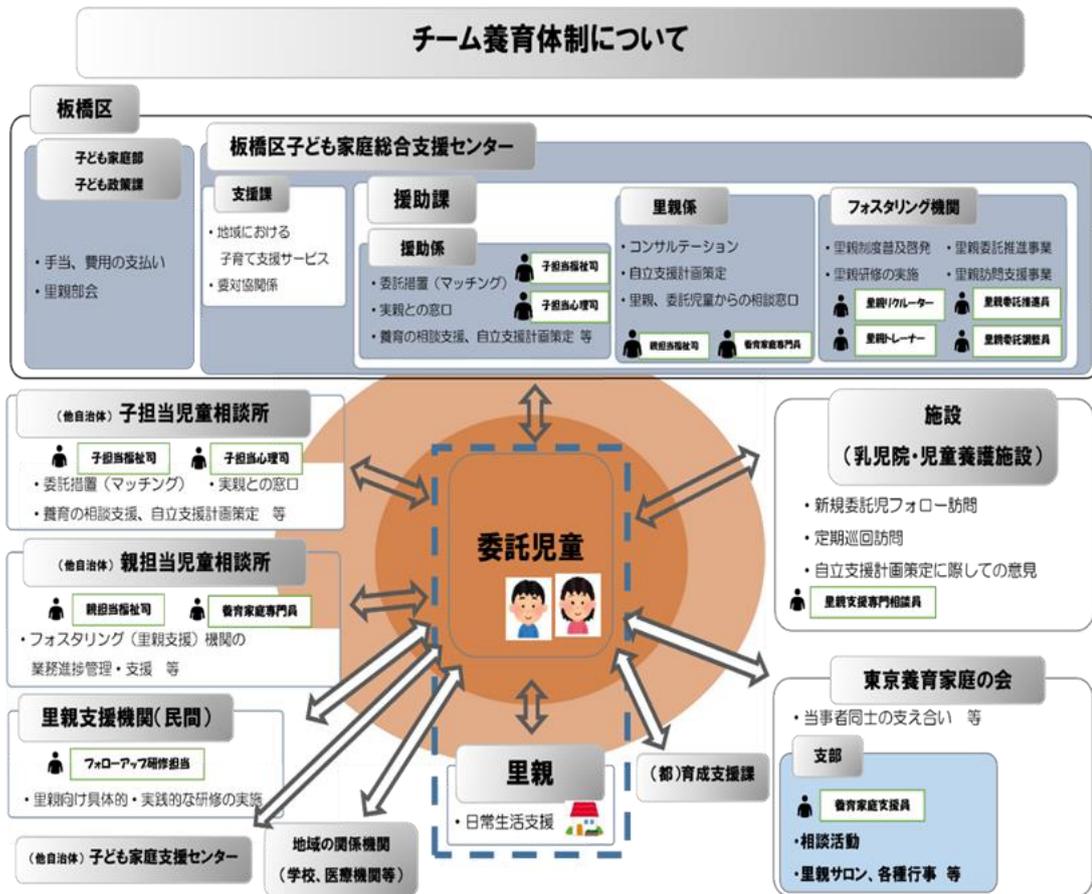
活動名	実施日	概要
里親説明会	5月から2月まで毎月開催（計10回） 参加者：計26家庭（計44名）	5地区（板橋、常盤台、志村、赤塚、高島平）において、里親に関心のある区民向けに説明会を開催。里親制度についての説明や質疑応答を実施。
養育家庭体験発表会	12月7日 参加者：36名	現役の里親による、里親制度の紹介や体験発表を行った。
その他の活動		<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎1階や赤塚庁舎でのパネル展示やチラシ配布、PR動画上映 ・いたばし区民まつり・わくわくフェスタでPRブース出展 ・一般家庭へのポスティング ・里親カフェ（里親と里親希望者のお話会） ・区内商業施設でのチラシ配布 ・区公式Twitter、Facebook等で記事発信、町内掲示板に周知用ポスター掲示 等

⑧ チーム養育体制による支援

里親が地域で孤立することなく児童を養育していくことができるよう、総合支援センタ

一（児童相談所機能）の進行管理・調整の下、関係機関がチームで養育を行う体制をとっています。

里親には、社会的養護が必要な児童を支援するチームの一員として、様々な支援機関と連携して児童を養育していくことが求められ、又、チームの構成員である関係機関は、各機関が有する機能を効果的に活用し、日々里親子に寄り添い、的確にアドバイスを行いながら支援しています。



（6） 児童心理司の活動状況

児童心理司は、子ども、保護者などの相談に応じ、面接、心理検査、行動観察などにより、子どもや保護者などの心理診断を行っています。またその結果に基づき援助方針を検討し、必要な心理療法や助言を行っています。

① 心理診断

心理診断は、援助の方針と内容を決めるために、子どもとの面接や心理検査、行動観察を行い、保護者との面接などの結果等を統合して行うものです。

（令和6年度）

心理司面接等件数	3,920 件
心理検査数	921 件

② 愛の手帳

東京都愛の手帳交付要綱に基づき、18歳未満の子どもに対して愛の手帳の申請受付と判定業務を行っています。

(令和6年度)

愛の手帳判定件数	214件
----------	------

③ ハートフレンド

情緒的な課題を有し何らかの不適応状況にある総合支援センターで相談を受けている児童に対して、児童の福祉に理解と関心のある大学生等（ハートフレンド）との交流の場を設けることで、対人関係を広げるなど、当該児童の健全な育成を支援する事業です。

④ 通所グループ

総合支援センターが係属している適応に課題のある児童、または共通の課題や背景を持ちピアカウンセリングや集団精神療法が有効と思われる児童を対象に、グループ活動を通して集団参加を促し、その経験をもとに適応的な行動の強化や、認知のゆがみの修正をするなど個々の児童の課題の改善を図る事業です。

⑤ 親支援事業

○PCIT

子どものこころや行動の問題、育児に悩む親（養育者）の両者に対し、親子の相互交流を深め、その質を高めることによって回復に向かうよう働きかける行動科学に基づいた心理療法です。

○CARE

子どもとよりよい関係を築くときに大切な養育のスキルを体験的に学ぶことができるトラウマインフォームドな視点から生まれたペアレンティングプログラムです。CAREは治療のためのものではなく、子どもとかわるすべての大人を対象にしています。

○もくれんタイム

保護者が安心して話し合える場を提供しています。参加者同士で悩みを共感しあう体験を通し保護者が負担感を減らし、自信を持つことで虐待防止を図ります。

IV 統計

1 こども家庭センター機能（支援課）

(1) 子ども家庭相談受付状況

① 経路別受付件数

(単位：件／令和6年度)

都指中特 道定核別 府都 県市市区			区 市 町 村			児童福祉施設 医療機関 指定発達支援			認 定 こ ど も 園	警 察 等	医 療 機 関 及 び		学 校 等			児童委員 (通告の仲介を含む)	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計
児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	そ の 他	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	医 療 機 関 及 び 指 定 発 達 支 援			保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等						
1	25	17	36	128	2	233	27	0	0	0	2	40	27	195	31	0	683	28	23	105	1,603

② 種類別受付件数

(単位：件／令和6年度)

	合計	養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他
		児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	発達障がい相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	育児・しつけ相談	適性相談	
0歳	164	5	145	1	0	0	0	0	0	0	0		0	0	5	0	8
1歳	75	9	57	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	1	0	8
2歳	100	5	76	0	0	0	0	0	0	0	0		1	0	7	0	11
3歳	119	11	84	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	15	0	9
4歳	100	4	81	0	0	0	0	0	0	1	0		0	0	9	0	5
5歳	118	4	86	0	0	0	0	0	0	0	0		1	0	15	0	12
6歳	91	5	52	0	0	0	0	0	0	0	0		14	0	8	0	12
7歳	72	4	45	0	0	0	1	0	0	1	0		13	5	0	0	3
8歳	71	4	45	0	0	0	0	0	1	1	0		9	1	0	0	10
9歳	59	3	31	0	0	0	0	0	0	0	1		15	3	0	0	6
10歳	68	2	31	0	0	0	0	0	0	0	1		21	1	0	0	12
11歳	83	3	43	0	0	0	0	0	0	0	1		23	2	0	0	11
12歳	72	2	33	0	0	0	0	0	0	0	2		18	3	0	0	14
13歳	54	1	27	0	0	0	0	0	0	1	0		20	0	0	0	5
14歳	68	2	24	0	0	0	0	0	0	0	1		27	1	0	0	13
15歳	34	0	14	0	0	0	0	0	0	0	2		13	3	0	0	2
16歳	35	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0		14	0	0	0	7
17歳	33	2	12	0	0	0	0	0	0	0	0		8	0	0	0	11
18歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
年齢不詳	187	0	54	0	0	0	0	0	0	1	3		54	6	18	0	51
合計	1,603	67	953	1	0	0	1	0	1	5	11		251	25	78	0	210

③ 児童虐待相談の虐待者別受付件数

(単位：件／令和6年度)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
身体的虐待	5	0	10	0	0	15
性的虐待	0	0	0	0	0	0
心理的虐待	6	1	9	0	0	16
ネグレクト	1	0	23	0	12	36
合計	12	1	42	0	12	67

2 児童相談所機能（援助課・保護課・法務担当課長・子ども専門相談担当課長）

(1) 児童相談受付状況

① 経路別受付件数

(単位：件／令和6年度)

都道府県・ 指定都市・中核市				市町村				児童福祉施設・ 指定発達支援 医療機関			児童 家庭 支援 セン ター	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所 及び 医療機関		学校等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計
児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	医 療 機 関 ・ 指 定 発 達 支 援					保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等							
80	37	14	0	1	0	2	7	63	11	0	0	0	846	9	0	25	7	128	9	1	0	396	223	17	242	2,118

② 種類別受付件数

(単位：件／令和6年度)

	養護相談		保 健 相 談	障がい相談						非行相談		育成相談				その 他の 相談	合 計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	相 言 語 発 達 障 が い 等 相 談	相 重 症 心 身 障 が い 相 談	知的障がい相談	発達障がい相談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	相 育 児 ・ し っ け 相 談		
0歳	54	27	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	85
1歳	70	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	97
2歳	50	34	0	1	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	4	97
3歳	83	21	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	2	6	120
4歳	77	26	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	1	115
5歳	66	25	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	1	5	117
6歳	75	25	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	6	129
7歳	75	22	0	1	0	0	0	19	0	0	6	2	0	0	0	0	125
8歳	83	35	0	1	0	0	0	8	0	0	3	2	0	0	0	1	133
9歳	78	12	0	1	0	0	0	14	0	0	5	2	0	0	0	2	114
10歳	72	27	0	1	0	0	0	13	0	1	4	5	1	0	0	1	125
11歳	68	16	0	1	0	0	0	17	0	8	5	3	1	0	0	2	121
12歳	67	23	0	0	0	0	0	25	0	7	22	5	0	0	0	1	150
13歳	54	27	0	1	0	0	0	30	0	8	24	5	1	0	0	1	151
14歳	57	27	0	0	0	0	0	19	0	6	4	6	0	0	0	0	119
15歳	56	26	0	1	0	0	0	9	0	11	0	4	0	0	0	3	110
16歳	36	16	0	0	0	0	0	12	0	11	1	4	0	0	0	15	95
17歳	25	15	0	0	0	0	0	6	0	7	0	0	0	0	0	35	88
18歳以上	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5
年齢不詳	3	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	22
合計	1,149	445	0	8	0	0	1	242	0	59	74	39	3	0	5	93	2,118

(2) 児童相談対応状況

① 種類別対応件数

(単位：件／令和6年度)

		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	指 導 ・ 指 導 委 託 児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	入 所	通 所	指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致	障 が い 児 施 設 等 へ の 利 用 規 約	そ の 他	合 計
養護相談	児童虐待相談	978	45	36	50	0	0	0	0	0	0	18	0	0	3	0	0	1	1,131
	その他の相談	371	34	3	10	0	0	0	0	0	0	6	0	0	1	0	2	6	433
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい相談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8
	視聴覚障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障がい相談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	7
	知的障がい相談	251	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	253
発達障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非行相談	ぐ犯行為等相談	40	6	3	8	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	59
	触法行為等相談	36	2	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47
育成相談	性格行動相談	25	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33
	不登校相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
その他の相談		6	2	0	11	0	0	0	0	32	0	5	0	0	3	0	4	30	93
合計		1,715	97	49	82	0	0	0	0	32	0	30	0	0	7	0	22	38	2,072

② 児童虐待相談の経路別対応件数

(単位：件／令和6年度)

虐待種別	都指中特 道定核別 府都 県市市区				区 市 町 村			児童福祉施設 医療機関 指定発達支援			認定こども園	警察等	家庭裁判所	医療機関及び 保健所		学校等			里親	児童委員 (通告の仲介を含む)	家族 ・ 親戚	近隣 ・ 知人	児童 ・ 本人	その他	合計
	児童相談所	福祉事務所	保健センター 他	その他の 福祉事務所	保健センター 他	保育所	児童福祉施設	医療機関 指定発達支援	保健所	医療機関				幼稚園	学校	教育委員会等									
身体的	11	0	3	0	0	0	5	23	1	0	0	103	0	2	10	2	49	3	0	0	31	11	7	10	271
性的	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	5
心理的	20	2	3	0	0	0	0	6	0	0	0	489	0	0	2	0	18	1	0	0	25	55	1	74	696
ネグレクト	6	1	1	0	0	0	0	9	0	0	0	73	0	0	4	0	7	0	0	0	7	24	1	26	159
合計	38	3	7	0	0	0	5	38	1	0	0	667	0	2	16	2	76	4	0	0	63	90	9	110	1,131

③ 児童虐待相談の年齢別対応件数

(単位：件／令和6年度)

年齢	身体的	性的	心理的	ネグレクト	合計
0歳	5	0	38	3	46
1歳	3	0	51	10	64
2歳	7	0	45	3	55
3歳	11	0	53	16	80
4歳	14	0	50	5	69
5歳	12	0	36	17	65
6歳	19	0	55	8	82
7歳	15	0	43	11	69
8歳	15	0	47	13	75
9歳	22	1	43	15	81
10歳	23	1	33	10	67
11歳	18	0	43	8	69
12歳	26	1	41	9	77
13歳	20	0	30	4	54
14歳	15	1	28	9	53
15歳	25	0	17	9	51
16歳	13	0	17	6	36
17歳	8	1	25	3	37
18歳以上	0	0	1	0	1
合計	271	5	696	159	1,131

④ 児童虐待相談の虐待者別対応件数

(単位：件／令和6年度)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
身体的虐待	126	11	129	0	5	271
性的虐待	0	4	0	0	1	5
心理的虐待	371	34	284	0	7	696
ネグレクト	18	1	137	0	3	159
合計	515	50	550	0	16	1,131

(3) 親権・後見人・立入調査等

(単位：件／令和6年度)

児童福祉法第28条 1項による措置		児童福祉法第28条 2項による措置		後見人選任の請求		出頭要求	立入調査	再出頭 要求	臨検・ 捜索	警察援助 要請
請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数					
0	2	1	1	1	1	0	6	0	0	8

事業概要

令和6年度（2024年度）版

■発行日：令和7年9月

■編集・発行：板橋区子ども家庭総合支援センター支援課

住所：板橋区本町24番17号

電話：03-5944-2371

刊行物番号

R07-47
